

# 監査報告書

当監査役会は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査グループその他の使用人等と意思疎通を図り、監督官庁との意見交換の機会も設けて、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて助言いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従って会社の状況を正しく示しているものと認めます。事業報告書等で示された各種数値については、その把握や管理の統制が安定してきていることを確認しており、適切に開示されていると認めます。

事業報告書 1. (1)イが示す通り、世界的な非常リスクの高まりを背景に保険ニーズや当社の政策ツールとしての役割を発揮できる機会が増大している状況にある一方で、貿易保険制度の健全な維持・発展のためには、当社の金融機関としての適切なリスク管理や業務プロセスおよびシステムの整備・運用が不可欠です。株主・監督官庁ともこの点の認識を共有し、協力して対処する必要があると考えます。まず集中リスクの管理についての議論が始まったことは非常に望ましいことであり、監督官庁との継続的な対話から関係性が構築されていくことを期待します。

また、事業報告書 1. (1)ロが示す通り、政策や企業の要請への迅速な対応として多くの成果をあげている一方で、例えば複雑化が進みコントロールが行き届きにくくなっている商品やオペレーション及びシステムの改廃やその担い手不足などの、目の前のビジネスを動かすわけではないけれども重要な課題への本格対応はこれからです。これらの解決に向けた中長期視点でのゴール設定、そのための行程の具体化と必要な経営資源確保・配分計画、その進捗管理がますます重要となってきています。これらが、次期中期経営計画(25-27年度)の策定にあたって十分に議論され適切に盛り込まれるよう、注視して参ります。

- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。業務モニタリング委員会の運用においては、業務部の関与が強化され、より本質的な問題点の究明や解決策、社内横展開の検討が加えられました。保険料誤徴収事案後に再発防止策の一環として設置された再査チームは、業務フロー図とITの活用により業務改善も伴う効果をあげています。また、改訂された監督指針に基づいて営業各部でも自主点検の取り組みが開始されるなど、事務リスクの管理態勢は強化されました。ただし、管理作業そのものが目的化し硬直的になってしまわないよう、今後はより効率的で実効性の高いリスク管理手法の追求や、その後押しとなるような内部監査の高度化が課題になってくるものと考えます。2線・3線と連携して内部統制システムの運用について確実に改善が図られるよう監査に留意して参ります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和6年5月30日

株式会社日本貿易保険 監査役会

常勤監査役

大井麻理 

社外監査役

松井智子 

社外監査役

武井洋一 